**令和８年（フ）第１５４号**
群馬県前橋市天川大島町27番地
債務者　清水　美夢
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和８年（フ）第２２２号**
群馬県藤岡市篠塚633番地　県住Ａ棟112号、申立時の住所群馬県佐波郡玉村町大字下新田1155番地２　かすみ荘106号
債務者　田村　優子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和８年（フ）第２２８号**
群馬県前橋市三俣町二丁目29番地12
債務者　佐々木英里加
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和８年（フ）第１５２号**
群馬県館林市南美園町９番地の14
債務者　石毛　正美
1　決定年月日時　令和８年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

**令和８年（フ）第１３０９号**
埼玉県戸田市喜沢１丁目９番地の１　リヴェール喜沢101号室
債務者　佐藤　優希（旧姓福士）
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第１９２号**
埼玉県草加市谷塚町1247番地１　レオパレスアドバンテージ303号
債務者　安嶋　円香
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和８年（フ）第２８５号**
埼玉県春日部市南中曽根346番地１　ヴィアーレ・ヤマザキＡ―201
債務者　鎌田　怜奈
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和８年（フ）第１４８号**
千葉県匝瑳市八日市場ニ386番地１
債務者　高柳　昂平
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**令和８年（フ）第９８２号**
神奈川県茅ヶ崎市西久保726番地　サンシティナルセＡ101
債務者　安慶名拓真
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１４２２号**
横浜市瀬谷区二ツ橋町151番地１　ＳＵＮＬＩＧＨＴ瀬谷110
債務者　長田　愛斗
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１５９９号**
神奈川県藤沢市藤沢１丁目３番21―105号
債務者　村岡みゆき
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１６０７号**
横浜市保土ケ谷区神戸町134番地９　ＹＡＤＯＲＥＳＩ　５号室
債務者　神田　　亨
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１６１９号**
神奈川県藤沢市遠藤703番地の12　滝の沢コープタウンＥ105
債務者　牧野　芽育（旧姓横田）
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１７２４号**
横浜市西区平沼１丁目40番17―320号
債務者　青木　義則
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１７２７号**
横浜市南区井土ケ谷中町84番地５　ハイム井土ケ谷204号
債務者　中嶋　香織
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１７４２号**
神奈川県茅ヶ崎市出口町９番８号　ハピア茅ヶ崎103
債務者　中村　まり
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１７７２号**
横浜市青葉区鴨志田町946番地　丸政建設内
債務者　大澤　隆司
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部